

令和6年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、茨城県が実施する外国人介護人材受入環境整備事業（以下、「外国人受入環境整備事業」という。）業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 目的

外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施するとともに、一定の介護技能等を有する外国人介護人材に対する資質向上支援を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

(2) 委託業務の主な内容

- ①受講者の募集及び取りまとめ
- ②日本語や介護技能等を向上することを目的とした集合研修等の実施
- ③外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修等の実施
- ④その他

（詳細は、別添「令和6年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託仕様書」のとおり）

(3) 研修の対象者

①日本語や介護技能等を向上することを目的とした集合研修の実施

ア 県内の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人。

イ ベトナム・ロンアン省と連携して行う介護人材の育成・送付・受入れプログラム「茨城県コース」の技能実習生。

ウ 上記以外の県内の介護施設等で就労する介護分野の外国人材も対象とするが、技能実習生等を優先的に研修に参加させるものとする。

②外国人介護人材受入施設等職員を対象とした研修の実施

外国人介護人材受入施設等(受入予定施設を含む)で日本語、介護技術指導及び生活指導等を行う職員。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号までに規定する者でないこと。

5 委託料

2,999,100 円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ①「令和 6 年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託」応募申請書（様式第 1 号）
- ②「令和 6 年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託」企画提案書（様式第 2 号）
- ③「令和 6 年度外国人介護人材受入環境整備事業業務委託」経費積算書（様式第 3 号）
- ④応募資格等確認用書類
 - ア 応募資格誓約書（様式第 4 号）
 - イ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- ⑤事業実績書（様式第 5 号）
- ⑥その他提案事業の参考となる資料（様式第 6 号）
- ⑦会社等概要書（様式第 7 号）

(2) 提出部数及び提出方法

7 部（正本 1 部、副本 6 部）

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和 6 年 10 月 2 日（水） 午後 5 時まで

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉人材・指導課 人材確保グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3197 F A X：029-301-3179

E-mail：fukushi8 @pref.ibaraki.lg.jp

(5) 応募にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1法人につき1件とする。
- ・提出された書類の内容は、変更することができない。
- ・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。
- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ・提出された書類等は、返却しない。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出する。
- ・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

7 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書（様式第9号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年9月25日（水） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部福祉人材・指導課人材確保グループ担当宛に提出すること。

E-mail fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 029-301-3179

(3) 提出書類

質問書（様式第9号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXで回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8 審査

(1) 審査方法

- ①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- ②プロポーザル審査委員会においては、6（1）の提出書類により審査する。
- ③企画提案提出者は、当該提案について必要に応じてプレゼンテーションを行う。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、1受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
全体構成・ 企画力	・介護人材及び外国人材の現状について十分理解しているか。
	・業務目的を十分に理解した提案となっているか。
	・介護施設等が研修に参加しやすい工夫をしているか。
	・研修内容は、研修効果を高めるための工夫をしているか。
	・積算は妥当なものか。(費用対効果は適当か)
業務遂行力	・実施体制、スケジュールは十分なものとなっているか。
	・同種、類似業務の実績はあるか。

9 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、随意契約による契約の手続を行う。
- (2) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

事業の成果は、茨城県に帰属する。